「
他社購入電源費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第8条第1項の交付金に相当する額から同項の交付金に係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
貸付設備費	一般需要・特定規模需要外部門
貸付設備費（再エネ特措法納付金相当額に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」に、

「
貸付設備費	一般需要・特定規模需要外部門
貸付設備費	一般需要・特定規模需要外部門
再エネ特措法納付金	一般需要・特定規模需要外部門

」に

改め、同4.(8)中「太陽光発電促進付加金相当額」を「再エネ特措法交付金相当額」に改める。

別表第二の3.(1)中

「
電灯料（太陽光発電促進付加金を除く。）	一般需要部門
電灯料（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
電力料（太陽光発電促進付加金を除く。）	電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
電力料（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
電灯料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金を除く。）	一般需要部門
電灯料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
電力料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金を除く。）	電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
電力料（太陽光発電促進付加金及び再エネ特措法賦課金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
再エネ特措法交付金	一般需要・特定規模需要外部門
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」を

「
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
貸付設備費	一般需要・特定規模需要外部門
貸付設備費	一般需要・特定規模需要外部門
再エネ特措法納付金	一般需要・特定規模需要外部門

」に

改め、同4.(7)中「太陽光発電促進付加金相当額」を「再エネ特措法交付金相当額」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条の規定は電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百九号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、平成二十四年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に電気事業法（以下「法」という。）第十九条第一項に基づく認可を受け、又は同条第四項の規定により届出をしている供給約款、同条第七項の規定により届出をしている選択約款及び法第二十一条第一項ただし書に基づく認可を受けている料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

2　この省令による一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「新料金算定規則」という。）第二条に規定する原価算定期間として平成二十四年四月一日を始期とする期間を定め法第十九条第一項の規定による供給約款の変更の認可を受けようとするとき又は同条第四項の規定による供給約款の変更の届出をしようとするときは、新料金算定規則第三条第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。」とあるのは「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要した費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによつて事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額）以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。」と、第三条第二項第八号、第六条第六項、第八条第二項第二号、第十九条の二第六項、様式第一第一表、様式第二第一表、様式第二第一表の項目別明細表、様式第五第二表及び様式第五の二第二表中「再エネ特措法交付金相当額を除く。」とあるのは「太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。」と読み替えるものとする。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に法第二十四条の三第一項の規定により届け出られた託送供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

2　この省令による一般電気事業託送供給約款料金算定規則（以下「新託送料金算定規則」という。）第三条に規定する原価算定期間として平成二十四年四月一日を始期とする期間を定め法第二十四条の三第一項の規定による届出をする場合にあつては、新託送料金算定規則第四条第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。」とあるのは「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー